

林退共支部一覧表 令和3年6月1日現在

支部名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-0004	札幌市中央区北4条西5-1 (林業会館3階)	011 (251) 0683
青森	030-0813	青森市松原1-16-25 (青森県森林組合会館内)	017 (723) 2657-9
岩手	020-0021	盛岡市中央通3-15-17 (岩手県森林組合会館内)	019 (654) 4411
宮城	980-0011	仙台市青葉区上杉2-4-46 (宮城県森林組合会館内)	022 (225) 5991
秋田	010-0931	秋田市川元山下町8-28 (秋田県森林組合会館内)	018 (866) 7421
山形	990-2339	山形市成沢西4-9-32	023 (688) 8100
福島	960-8043	福島市中町5-18 (福島県林業会館内)	024 (523) 0255
茨城	319-2205	常陸大宮市宮の郷2153-23	0294 (70) 3620
栃木	320-0046	宇都宮市西一の沢町8-22 (栃木県林業会館内)	028 (637) 1450
群馬	379-2153	前橋市上大島町182-20 (県森連会館内)	027 (261) 0615
埼玉	368-0042	秩父市東町29-20 (埼玉県秩父地方庁舎3階)	0494 (26) 6105
千葉	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 (千葉県森林会館内)	043 (227) 8231-4
東京	190-0182	西多摩郡日の出町平井2759	042 (588) 7963
神奈川	259-1332	秦野市菖蒲317	0463 (88) 6767
新潟	950-0072	新潟市中央区竜が島1-7-13 (新潟県木材会館内)	025 (245) 0733
富山	930-2226	富山市八町6931 (林産物流通センター内)	076 (434) 1750
石川	920-0209	金沢市東蚊爪町1-23-1	076 (237) 0121
福井	918-8567	福井市江端町20-1 (福井県林業総合センター内)	0776 (38) 0345
山梨	409-3811	中央市極楽寺1214	055 (273) 0511
長野	380-0936	長野市岡田町30-16 (長野県林業センター内)	026 (225) 6080
岐阜	500-8356	岐阜市六条江東2-5-6 (ぎふ森林文化センター内)	058 (271) 9941
静岡	420-8601	静岡市葵区追手町9-6 (県庁西館9階)	054 (253) 0195
愛知	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-16 (愛知県林業会館内)	052 (961) 9156
三重	514-0003	津市桜橋1-104 (三重県林業会館内)	059 (227) 7355
滋賀	520-2144	大津市大萱4-17-30 (滋賀県林業会館内)	077 (572) 6798
京都	604-8424	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 (京都府林業会館内)	075 (821) 9277
大阪	569-1051	大阪府高槻市原1052-1	072 (698) 0950
兵庫	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18 (林業会館内)	078 (381) 5425
奈良	630-8253	奈良市内侍原町6-1 (奈良県林業会館内)	0742 (26) 0541
和歌山	640-8281	和歌山市湊通丁南4-18 (和歌山県林業会館内)	073 (424) 4351
鳥取	680-0947	鳥取市湖山町西2-413	0857 (28) 0121-3
島根	690-0886	松江市母衣町55 (島根県林業会館内)	0852 (21) 6247
岡山	700-0866	岡山市北区岡南町2-5-10	086 (222) 7671
広島	730-0017	広島市中区鉄砲町4-1 (広島県土地改良会館3階)	082 (228) 5111
山口	753-0048	山口市駅通り2-4-17 (山口県林業会館内)	083 (922) 1955-7
徳島	770-8008	徳島市西新浜町2-3-102	088 (676) 2200
香川	760-0008	高松市中野町23-2	087 (861) 4352
愛媛	790-8582	松山市三番町4-4-1 (愛媛県林業会館内)	089 (941) 0164
高知	783-0055	南国市双葉台7-1	088 (855) 7050
福岡	810-0001	福岡市中央区天神3-10-25 (フォレストドルフ3階)	092 (712) 2171-4
佐賀	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278-4 (佐賀県森林会館内)	0952 (23) 4191
長崎	854-0063	諫早市貝津町1122-6	0957 (27) 1755
熊本	861-8041	熊本市東区戸島2-3-35	096 (285) 8688
大分	870-0846	大分市花園2-6-51 (大分県林業会館内)	097 (545) 3500
宮崎	880-0001	宮崎市橋通西2-2-2	0985 (25) 5133
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町9-15 (鹿児島県林業会館内)	099 (226) 9471-9
沖縄	901-1101	島尻郡南風原町字大名95-1	098 (888) 0676

■その他の退職金共済制度については、下記へお問い合わせください。

中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234
 建設業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2866
 清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2889

<https://chutaikeyo.taisyokukin.go.jp/>
<https://kentaikyoo.taisyokukin.go.jp/>
<https://seitaikyoo.taisyokukin.go.jp/>



林業退職金 共済制度の あらまし

働く方への贈り物

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
 TEL 03(6731)2889 FAX 03(6731)2890
<https://www.rintaikyoo.taisyokukin.go.jp/>
 林退共のホームページで退職金の試算ができます！

林退共制度とは

林業に従事する人たちのために「中小企業退職金共済法」により国が作った制度です。

林業を営む事業主が、雇用している従事者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その従事者が林業界で働くことをやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば「業界全体での退職金制度」です。

この制度の特長

税法上の扱い

掛金は、法人では**損金**、個人企業では**必要経費**として扱われます。
(法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項)

(注)資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されますので、ご注意ください。

国の補助

新たに加入した従事者（被共済者）については、掛金の一部（初回交付の共済手帳の**62日分**）が免除されます。

中退共制度等との移動

林退共制度の被共済者が他の退職金共済制度（中退共、建退共、清退共）の対象者になって移動したとき、またはその反対である場合、掛金を通算することができます。

退職金は、事業所間を通算して計算

従事者の雇用事業主が変わっても、それぞれの期間全てを通算して計算されます。



加入から退職金を受け取るまで

加入できる事業主

林業（育林業、素材生産業、山林種苗業等）を営む方なら、専業・兼業を問わず加入できます。

対象となる従事者

- 林業の現場で働く方なら、作業種別にかかわらず、月給制・日給制・出来高制に関係なく、加入できます。ただし事業主、役員報酬を受けている方、事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済（中退共）、建設業退職金共済（建退共）及び清酒製造業退職金共済（清退共）の各制度に加入している方は、加入できませんので、ご注意ください。
- 一人親方も任意組合をつくれれば加入できます。

I. 加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入し、各都道府県にある林退共支部へお申し込みください。

※加入の手続きに関する費用は、一切不要です。

II. 加入すると

事業主には「林業退職金共済契約者証」、従事者には「退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には



従事者には



III. 掛金を納めるには

共済証紙の購入

この制度は、すべての林業の仕事に適用となりますので、従事者の延べ就労人数と日数に応じて、最寄りの指定金融機関で「林業退職金共済契約者証」を提示して「共済証紙」を購入してください。

共済証紙の貼り方

雇用している従事者に賃金を支払う都度（少なくとも月1回）、働いた日数に応じた「共済証紙」を従事者の「共済手帳」に貼り、消印をすることにより掛金を収めたことになります。

共済手帳の更新

共済手帳の証紙貼付欄に共済証紙を貼り終えたら、「証紙貼付満了による手帳更新申請書」に必要事項を記入し、各都道府県にある林退共支部へ新しい共済手帳の交付を申し込んでください。



1日券 470円

取扱金融機関

林退共が指定した金融機関の店舗で取り扱っております。詳しくは林退共ホームページで取扱店をご確認ください。



10日券 4,700円

IV. 退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が24月（17日を1ヶ月と換算）以上になって、林業関係の仕事をしなくなったときなどに、従事者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

請求するには

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、林退共支部へ提出してください。

退職金額は

掛金日額470円で始めた人の退職金額については、右の表のとおりです。

受け取り方法は

退職金は、請求人が指定する金融機関の普通預金口座への振り込みによる受け取りとなります。

年数(月数)	金額(円)
2年(24月)	191,760
3年(36月)	287,640
4年(48月)	383,616
5年(60月)	479,976
6年(72月)	576,527
7年(84月)	673,318
8年(96月)	770,716
9年(108月)	870,431
10年(120月)	970,146
15年(180月)	1,484,862
20年(240月)	1,998,699
25年(300月)	2,514,853
30年(360月)	3,023,017
35年(420月)	3,531,181

自治体等による掛金助成制度。自治体等も林退共制度をサポートしています。

林退共制度に加入する事業所は、自治体等からも独自の助成が受けられます。助成金の内容はそれぞれの自治体等で異なります（一部自治体では、未実施の場合もあります。）